

令和6年7月30日

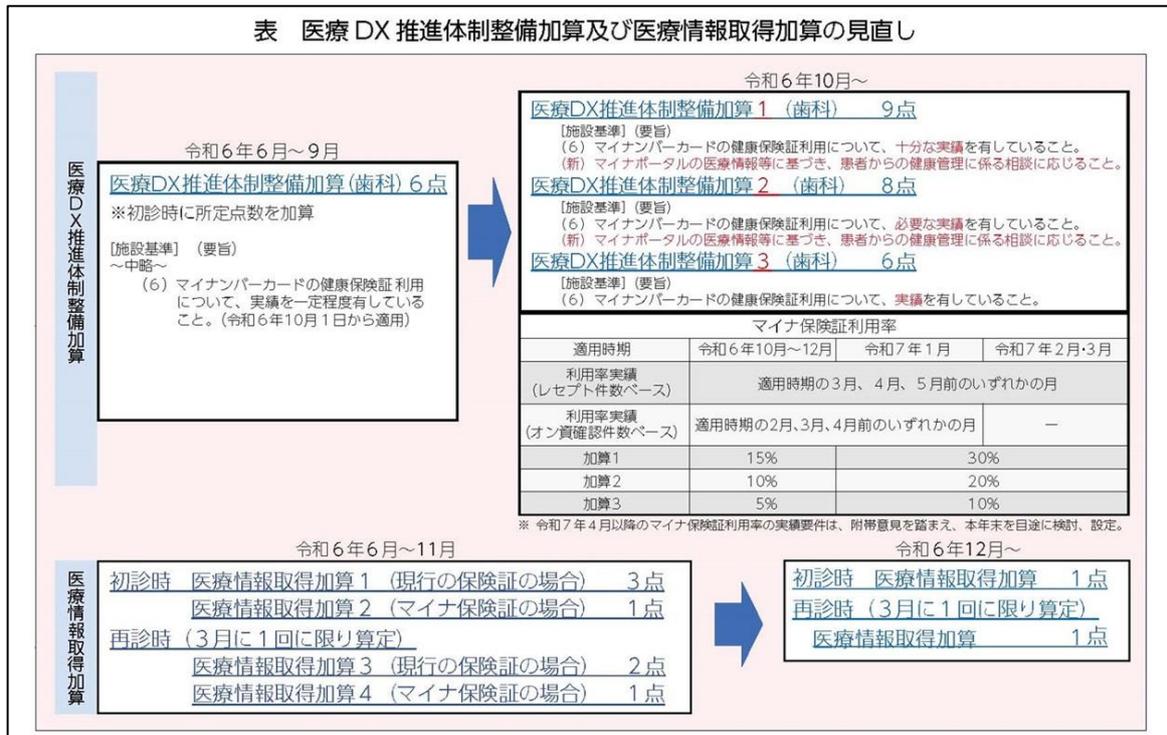
都道府県歯科医師会  
社会保険担当役員 各位

公益社団法人 日本歯科医師会  
常務理事 大杉和司

### 医療DX推進体制整備加算及び医療情報取得加算の見直しについて

平素より本会会務運営に格別なるご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、7月17日付・日歯社保情報ネット-No.240717にてお知らせしておりますとおり、同日に開催された第592回中医協総会において、医療DXに係る診療報酬上の評価の取り扱いとして、標題記載の加算の見直しが答申されました。その概要を整理しましたので、貴会会員への周知方につきご協力のほどお願い申し上げます。



## ■ 医療 DX 推進体制整備加算

本加算では、マイナ保険証の利用実績に係る施設基準を令和6年10月1日から適用する旨の経過措置が設けられていたところ、今回の答申により、令和6年10月からマイナ保険証の利用実績やマイナポータルの医療情報等に基づく患者からの健康管理に係る相談対応に応じて、新たに3つの評価区分が設けられました。同加算1は9点、同加算2は8点、同加算3は6点となります。なお、令和7年4月以降の利用率の実績要件は、中医協附帯意見を踏まえて、令和6年末を目途に検討、設定することとされました。

見直しのポイントとして「適用時期によって参照する利用率実績が異なる点」があげられます。以下の2つの利用率が用いられます。

① レセプト件数ベース利用率（2か月後に把握可能）

= マイナ保険証の利用者数の合計 ÷ レセプト枚数

② オンライン資格確認件数ベース利用率（1か月後に把握可能）

= マイナ保険証の利用件数 ÷ オンライン資格確認等システムの利用件数

### (例1) 令和6年10月に本加算3を算定する場合

① 令和6年5、6、7月のいずれかの月のレセプト件数ベース利用率が5%以上

又は

② 令和6年6、7、8月のいずれかの月のオンライン資格確認件数ベース利用率が5%以上

のどちらかの条件を満たす必要がある。

### (例2) 令和7年1月に本加算2を算定する場合

① 令和6年8、9、10月のいずれかの月のレセプト件数ベース利用率が20%以上

又は

② 令和6年9、10、11月のいずれかの月のオンライン資格確認件数ベース利用率が20%以上

のどちらかの条件を満たす必要がある。

このように、令和6年10月から令和7年3月までの各月で、利用率実績を参照する対象の3か月が変わることに留意してください。

今後、支払基金から各医療機関に利用率実績が通知されてまいります。利用率に応じて、加算1、2、3のいずれかを算定していただくこととなりますが、利用率が変動したことによる加算（1～3）の区分変更については施設基準の届出は不要です。

なお、現在、支払基金から各医療機関に通知されている利用率は「レセプト件数ベース利用率」です。

■ 医療情報取得加算

令和6年12月2日から現行の健康保険証の発行が終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行することを踏まえて、現行の同加算1~4の評価を見直し、令和6年12月から初診時1点、再診時（3月に1回に限り算定）1点となります。

以上です。

医療DX推進体制整備加算及び医療情報取得加算の見直しについては、日歯メールマガジン-[No.832 24/07/29]にも掲載しています。また、8月1日発行の日歯広報でも掲載する予定ですので是非参考にしてください。

(参考)

◆医療 DX 推進体制整備加算の施設基準（歯科関係抜粋）

- (1) オンライン請求を行っていること。
- (2) オンライン資格確認を行う体制を有していること。
- (3) 歯科医師が、電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診療を行う診察室、手術室又は処置室等において、閲覧又は活用できる体制を有していること。
- (4) 電子処方箋を発行する体制を有していること。

(経過措置 令和7年3月31日まで)

- (5) 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制を有していること。

(経過措置 令和7年9月30日まで)

- (6) マイナンバーカードの健康保険証利用の使用について、実績を一定程度有していること。(令和6年10月1日から適用)

- (7) 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得・活用して診療を行うことについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。

- (8) (7)の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。

(経過措置 令和7年5月31日まで)

◆医療情報取得加算の施設基準

- (1) 電子情報処理組織を使用した診療報酬請求を行っていること。
- (2) 健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認(以下「オンライン資格確認」という。)を行う体制を有していること。なお、オンライン資格確認の導入に際しては、医療機関等向けポータルサイトにおいて、運用開始日の登録を行うこと。
- (3)次に掲げる事項について、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。
  - ア オンライン資格確認を行う体制を有していること。
  - イ 当該保険医療機関を受診した患者に対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行うこと。
- (4) (3)の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと